

特許に関する料金体系の一部改定（案）を USPTO が官報で公示する

2016年10月31日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

USPTO は、このたび、特許等に関する料金体系の一部改定（案）を官報で公示しました（発効予定日：2017年10月1日）。この一部改定（案）によれば、RCE、審判（"ex parte appeal"）、PTAB による特許付与後の手続等を含む広範囲にわたる料金改定が行われる予定です。なお、USPTO は、2016年12月2日までに、一部改定（案）に対するパブリックコメントの受領を受け付けています。

以下、特許等に関する今回の料金体系の一部改定（案）のうち、主なものについて説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政（大阪本部在籍）

外国専門部長 : 岡部 泰隆（大阪本部在籍）

TEL : 06 - 6351 - 4384（代表）

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>

< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>

< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>

< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。